

食品ロス削減推進会議
第7回議事録

消費者庁消費者教育推進課

食品ロス削減推進会議（第7回）

議事次第

日 時：令和5年10月13日（金）10:45～12:00

場 所：中央合同庁舎第4号館共用1208特別会議室

1. 開 会

2. 議 事

- （1）自見大臣御発言
- （2）関係大臣等御発言
- （3）食品ロス削減目標達成に向けた施策パッケージ（中間報告）（案）
- （4）食品の寄附や食べ残しの持ち帰りを促進するための法的措置についての検討上の論点（案）

3. 閉 会

○消費者庁次長 では、定刻となりましたので、これより第7回「食品ロス削減推進会議」を開催させていただきます。

本日司会を務めさせていただきます、消費者庁次長の吉岡と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日、有識者の委員の皆様方には、オンラインにて御出席をいただいております。

なお、石川委員、浦郷委員、末松委員、三科委員は御欠席でございます。

前回、持ち回りで開催いたしました第6回会合におきまして、新たに、こども政策担当大臣及び法務大臣が、本会議に委員として御参画いただくこととなりまして、今回、工藤内閣府副大臣及び法務省に御参加いただいておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

また、会場には自見内閣府特命担当大臣、宮崎厚生労働副大臣、安江文部科学大臣政務官、舞立農林水産大臣政務官、吉田経済産業大臣政務官、国定環境大臣政務官に御出席をいただいております。

本日の会議につきましては、政府として、年末までに食品ロス削減目標達成に向けた施策パッケージを取りまとめることとしており、その中間報告の案及びその一部であります、食品の寄附や食べ残しの持ち帰りを促進するための法的措置についての検討上の論点の案について、事務局から御報告をいたしまして、議論をいただきたいと存じます。

それでは、まず、議題1といたしまして、本会議の会長でございます、自見内閣府特命担当大臣から御発言をお願いしたいと存じます。よろしくお願いします。

○自見内閣府特命担当大臣 皆様、こんにちは。よろしくお願いいたします。着座のままで失礼いたします。

委員の皆様方におかれましては、御多忙のところ御出席いただきまして、心より感謝申し上げます。

この会議は、令和元年に制定された食品ロス削減推進法第20条に基づき内閣府の特別の機関として設置されたものであり、同法第22条により、消費者担当特命担当大臣である私が会長として、会務を総理することとされています。

本日は、年末までに作成していただきます施策パッケージの検討状況、このうち、法的措置についての検討上の論点について、それぞれ進捗状況を事務局から報告させた上で、御審議いただきたいと思います。

会議の開会に当たり、本日の審議事項の背景等について御説明させていただきます。

政府としては、持続可能な開発目標等を踏まえ、まだ食べられる食品が廃棄される食品ロス量を、2030年度までに2000年度比で半減させる目標を掲げています。

具体的な半減目標は489万トンとなりますが、コロナ禍の影響を除いた直近5年の平均は614万トンとなり、目標達成には、なお100万トンを超える削減が必要な状況でございます。

食品ロス削減のためには、事業者、そして消費者ともに、まずは、その発生の抑制、Reduce

を推進していくことが重要です。しかし、それでもなお発生してしまう食品ロスのうち、商品化された食品については、食品の寄附等により、有効活用、Reuseすることが食品ロス削減のみならず、食品アクセスや災害時の対応として必要です。

他方、食品を寄附等する場合は、通常の販売活動と同様の法的責任が生じ得ます。このため、食品ロス削減推進法の制定時における国会の附帯決議では、提供した食品により食品衛生上の事故が生じた場合の食品関連事業者及びフードバンク活動を行う団体の法的責任の在り方、さらに、こうした事故が生じた場合に、食品の最終受給者が支援を受けられるように必要な措置について、早急に検討するよう指摘されています。

政府といたしましては、令和元年の法制定以来、附帯決議の趣旨を踏まえ、米国等の諸外国の制度、取組の調査を実施してきたところであります。

このような情勢を踏まえ、本年6月に閣議決定された「骨太の方針」において、食品の寄附等を促進するための法的措置やフードバンク団体の体制強化、賞味期限の在り方の検討を含む食品ロス削減目標達成に向けた施策パッケージを年末までに策定することが盛り込まれました。

これらの課題を検討するため、この会議の構成員に、民事基本法制を所管する法務大臣と、こども食堂等を通じてこどもを支援する側面からこども政策担当大臣の2閣僚に、この6月に加わっていただくとともに、事務局体制も強化し、検討体制を整えて検討を進めています。

この会議を開催するに当たり、事務局から、関係する食品関係事業者や仲介するフードバンク団体、消費者団体等、幅広い関係者の御意見をお聞きしてまいりました。

施策パッケージ策定に当たりましては、寄附する際の税制上の優遇措置の有効活用など、食品提供サイドの取組の促進策とともに、誰が、何が必要で、いつ、どれだけ、どこに届けばよいのかという需要サイドのニーズを、地域団体等を通じて把握し、食品提供サイドとマッチングさせていく取組を促進していくことが大変重要だと考えております。

消費者庁といたしましても、法的措置の検討の取りまとめの立場から、食品寄附等をめぐる関係者が連携するモデル的取組を促進していく方策について検討を行っています。フードバンク等の食品提供サイドを支援する農林水産省、食品廃棄物の発生抑制等を所管する環境省、そして、食品衛生の監視や生活困窮者自立支援や福祉行政を担う厚生労働省、こども・子育て支援を担当するこども家庭庁など、各省の現時点での検討状況を共有し、有識者委員各位の皆様の御意見を賜れればと思っております。

そして、本日いただきました御意見を踏まえ、さらに検討を深め、できれば年末までに再度本会議を開催の上、最終的に施策パッケージ等をしっかりと決定していきたいと考えております。

引き続き、委員の皆様の御協力を、ぜひともお願い申し上げて、私からの御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○消費者庁次長　ありがとうございました。

続きまして、議題の2といたしまして、各省庁の皆様から御発言をいただきたいと存じます。

まずは、工藤内閣府副大臣からお願いをいたします。

○工藤内閣府副大臣 おはようございます。

本日、加藤鮎子こども政策担当大臣の代理として出席しております、副大臣の工藤彰三でございます。

こども食堂は、食の支援という役割に加えて、こどもにとって大切な居場所となっており、その取組をこども家庭庁でも支援していくことが非常に重要だと考えております。

こども家庭庁においては、こどもの居場所づくりを行うNPO等を支援する自治体への補助事業について、今年度、補助対象の拡充を行いました。

具体的には、学習支援に加えて、食事の提供を行うこども食堂等に対し、食材の購入に係る費用や運営に係る費用についても支援を行いました。

また、広域的に運営支援・物資支援等の支援を行うNPO等の民間団体に通じた、こども食堂等への支援を行っています。

引き続き、こうしたこども食堂等に対する支援を進めつつ、食品ロス削減推進目標達成に向けても、関係省庁と連携しながら取り組んでまいりますので、今後とも御指導を賜りますことをお願い申し上げます。

私からは以上でございます。

○消費者庁次長 ありがとうございました。

次に、宮崎厚生労働副大臣、お願いいたします。

○宮崎厚生労働副大臣 厚生労働副大臣です。よろしくお願いいたします。

食品ロスの削減に資する取組の1つとして、フードバンク活動をする団体や、こども食堂などから必要とされる方々に円滑に食品をお届けできますように、政府全体で取り組む中、厚生労働省としても、生活にお困りの方々の相談窓口と、フードバンクなどとの連携を強化する取組を進めてきております。

具体的には、令和4年度予備費及び補正予算を活用して、相談支援機関に対して、フードバンクから提供された食料の倉庫代や送料などの経費を補助してまいりましたが、令和6年度概算要求においても必要な予算を盛り込んでいるところでございます。

また、飲食店での食品ロスを削減するため、食べ残しの持ち帰りを進めるに当たっては、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止することが重要であると考えております。

そのため、厚生労働省においては、食品衛生法を所管する立場から、外食時に食べ残しを持ち帰る際のルールとして、令和6年度中に「食べ残しの持ち帰りに関する食品衛生に関するガイドライン」を作成する予定でございます。

食品ロスの削減は重要な課題と認識しておりまして、引き続き、関係省庁の皆様と緊密に連携をしながら、食品ロスの削減に向けた取組に貢献していく所存でございます。

以上です。

○消費者庁次長　ありがとうございました。

続きまして、安江文部科学大臣政務官、お願いいたします。

○安江文部科学大臣政務官　盛山文部科学大臣の代理として出席をさせていただいております、安江大臣政務官でございます。

食品ロスの削減において、消費者の意識と行動の変革は大切であり、学校教育において、児童生徒が、食品ロスの削減について理解と関心を深め、実践する力を身につけるよう取り組んでいくことは重要です。

学校では、栄養教諭を中心に、給食や教科等において、食に関する指導に取り組んでおり、食品ロスを含めた食に関する現代的な課題を取扱い、こどもたちの理解と実践を促しているところです。

文部科学省においては、より一層の指導の充実を図るため、教員向けの指導の手引や児童生徒向けの食育教材等を作成するとともに、指導の中核的な役割を担う栄養教諭の配置促進・指導力向上などに取り組んでいるところです。

今回議論されます「食品ロス削減目標達成に向けた施策パッケージ」を踏まえまして、より一層、関係省庁で連携し、食品ロス削減に取り組んでいくことが重要であると考えております。

児童生徒が、学校での学びを通じ、食品ロス削減に向けた実践に取り組むことにより、家庭、また、地域のみならず、社会全体の取組につながっていくことが期待できます。

引き続き、文部科学省においては、食品ロス削減の観点を含めて、学校における食育の推進に努めてまいります。

以上です。

○消費者庁次長　ありがとうございます。

続きまして、舞立農林水産大臣政務官、お願いいたします。

○舞立農林水産大臣政務官　農林水産大臣政務官の舞立でございます。よろしくお願いいたします。

食料の多くを輸入に依存している我が国では、直近の令和3年度推計で、食品ロスが523万トンも発生しており、この削減に取り組むことは、世界の食料問題、環境問題にとって重要と考えております。

農林水産省は、これまで事業系食品ロスの削減に向け、3分の1ルールといった納品期限等の商慣習の見直しや、それでも発生する未利用食品のフードバンク等への寄附など、食品関連事業者に対し働きかけを行ってまいりました。

今後、こうした取組は、競争領域ではなく、相互に協調することが重要であるとの認識の下、個々の企業レベルではなく、食品業界全体で協調して取り組むための機運づくりを行い、ボトムアップを目指しております。

具体的には、新たに、食品ロス削減に向けた課題や解決策等を相互に共有・発信できるよう、食品関連事業者をメンバーとする「食品廃棄物等の発生抑制に向けた取組の情報連

絡会」を立ち上げます。

また、食品企業からの寄附が促進されるよう、輸配送等支援や専門家の派遣のほか、地域での食料の提供等を担う団体の新規立上げや食品取扱量・提供数の拡大に向けた支援など、未利用食品の受け皿となるフードバンクへの支援も強化してまいります。

農林水産省といたしましても、食品ロス削減の目標達成に向けて、関係省庁の皆様との連携し、今回示された施策パッケージに掲げられた取組を確実に実践してまいります。

以上です。よろしくお願いいたします。

○消費者庁次長 ありがとうございました。

次に、吉田経済産業大臣政務官、お願いいたします。

○吉田経済産業大臣政務官 西村経済産業大臣の代理で出席しております、経済産業大臣政務官の吉田でございます。

経済産業省としましては、昨今の国際情勢を起因とした原材料・燃料価格の高騰や、物流コスト上昇など、事業環境が厳しさを増す中、流通・物流の分野においては、食品ロス削減などの社会課題への対応の重要性が今まで以上に増していると認識しております。

このため、経済産業省では、製造、卸、小売りの大手企業が加盟する「製・配・販連携協議会」を通じて、サプライチェーン効率化に関する普及啓発を実施し、商慣習の見直しを促しております。

また、IoT技術や自動認識技術の活用によるサプライチェーンの効率化の推進にも取り組んでおります。

さらに、地域を主体として、食品ロス削減などの資源循環の取組みを加速するため、自治体、大学、企業・業界団体、関係機関・関係団体などが参画する「サーキュラーエコノミーに関する産官学のパートナーシップ」を活用し、産官学連携によるサーキュラーエコノミー加速化事業を実施し、モデルケースとなるような「サーキュラーエコノミーの地域循環モデル」の構築を進めてまいります。

経済産業省としましては、食品ロス削減に関する基本的な方針を踏まえまして、引き続き取組を進めてまいります。

以上です。

○消費者庁次長 ありがとうございました。

次に、国定環境大臣政務官、お願いいたします。

○国定環境大臣政務官 おはようございます。

伊藤環境大臣の代理として出席しております、政務官の国定でございます。

環境省では、現在、脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動、いわゆる「デコ活」を通じまして、食品ロス削減等も含めた国民・消費者の行動変容、ライフスタイル転換を強力に後押ししているところでございます。

これまで具体的には、自治体の食品ロス削減に向けた計画策定支援や取組事例集・手引き等の作成を通じまして、地域主体の取組を支援してきたところでございます。

引き続き、食べ残しの持ち帰りを促進するmottECO（モッテコ）やフードドライブのような具体的な食品ロス削減の行動が地域に拡大・定着するよう、地域の関係主体と連携して取り組んでまいり所存でございます。

特に「食品ロス削減推進目標達成に向けた施策パッケージ」の推進に当たりましては、mottECO（モッテコ）導入の知見や好事例等の横展開・食品廃棄ゼロエリア創出に向けたモデル事業、また家庭系食品ロスの発生要因に応じて、例えば量り売りなど、食品の販売方法を含めた効果的な削減策に関する調査・検討の取組を強化してまいり所存でございます。

また、食品の寄附や食べ残しの持ち帰りを促進する法的措置につきましては、環境省が所掌する食品廃棄物の排出抑制や食品ロス削減等の観点から、積極的に議論に加わってまいり所存でございます。

以上であります。

○消費者庁次長 ありがとうございました。

次に、法務省の竹内民事局長をお願いいたします。

○竹内法務省民事局長 法務省民事局長の竹内と申します。本日は法務大臣の代理として出席をさせていただいております。

法務大臣は、この度、食品の寄附等を促進するための法的措置の検討に当たって、その検討体制の強化のために、本会議に加わらせていただいたものと承知しております。

本日の資料にもありますとおり、食品の寄附によって食品事故が発生してしまった場合には、民事上の損害賠償責任が生ずる可能性があります。事業者の法的なリスクを低減させることは、食品の寄附の促進に資するものと考えられます。他方で、それによって被害者の保護にもとる事態が生ずることのないようにすることも非常に重要であると考えております。

法務省といたしましては、こういった諸課題につきまして、民事基本法制を所管する立場から、今後の検討に協力してまいりたいと考えております。

以上です。

○消費者庁次長 ありがとうございました。

ここで、公務のために、大臣、副大臣、政務官の皆様方は、退席をされます。ありがとうございました。

また、ここでカメラは退室をお願いいたします。

（各府省庁の大臣、副大臣、政務官及びカメラの退室）

○消費者庁次長 それでは、議事を進めたいと思います。

続きまして、議題3につきまして、事務局から御説明をいたします。

あわせて、本日御欠席の委員から御意見を頂戴いたしておりますので、概要を御紹介させていただきます。

お願いします。

○消費者庁審議官 消費者庁で食品担当審議官を務めております依田と申します。事務局

として、資料の御説明をさせていただきます。

まず、議題の関係で資料1から3まで御覧いただければと思います。

今、各省庁の政務の方から報告していただきましたけれども、この施策パッケージの中間報告ということで、メインとしては資料2と資料3ということになります。大部にわたりますので、資料1として1枚紙を用意してございます。

資料1を見ていただきますと、大きな構成としましては、先ほど自見大臣からもございましたように、基本的な食品ロス削減のためには、まず、食品廃棄物の排出削減が重要であるというのは、言うまでもないことなのでございますけれども、今回特に、それでもなお発生してしまう食品、なおかつ商品化されたものが約60万トンぐらい生じていると、片や、現在フードバンクさんが扱っている食品が1万トン足らずという状況の中で、この未利用食品の提供と消費者の行動変容の促進をアップする意味も含めて、(1)として未利用食品等の提供の促進という標題にしてございます。

先ほど、各省からの御説明もありましたけれども、かいつまんで御紹介いたしますが、資料2を御覧ください。

背景や趣旨などは、先ほど自見大臣の方からお話があったこととございますので、省かせていただきます。

2ページ目のところの未利用食品等の提供と消費者の行動変容の促進ということでございますけれども、(1)としまして、先ほど来でございますように、食品の提供に伴って生ずる法的責任の在り方に関する最終受益者の被害救済措置にも配慮した枠組みについて、法的措置も視野に検討するということを明記してございます。

また、この食品の提供を促進する枠組みについて、先行的なモデル事業を実施する、これは消費者庁の方が、現在、検討しているところでございます。

また(2)としまして、食品ロス削減推進の観点からの賞味期限の設定の在り方、こちらについては2つ目のポツにございますように、これは平成17年に、当時の厚生労働省と農水省が策定した食品期限表示の徹底のためのガイドラインに基づいて、業界秩序ができるわけでございますけれども、この期限表示の設定根拠あるいは安全係数の設定などの実態を調査いたしまして、食品ロス削減の観点から、見直しを検討する際に必要となる課題を整理するというのを、6年度から始める方向で、今、関係する予算を要求しているところでございます。

また(3)のフードバンク団体の体制強化のための支援ということでございますが、この供給等の促進策として、2つ目のところで、食品廃棄物の発生抑制に向けた事業者の取組を促進するために、食品関連事業者に対して、税制上の取扱いや優良事例の周知・発信、これは農水省を中心に行っていただくことになっています。

これは、発生抑制のみならず、食品を寄附した場合にも基本的に全額損金算入できるという取扱い、こちらの方がなかなか周知されていない部分もございますので、こちらの方は優良事例集の中に入れていただく方向で、農水省の方で検討していただくことにしてお

ります。

また、2ページ目から3ページのところで、これも農水省の方で御紹介いただきましたけれども、食品ロス削減や食品アクセスという観点も入れまして、そういった取組を強化するために、フードバンクの輸配送等支援、専門家派遣、地域での食料供給を担う団体の新規立ち上げや、食品取扱量・提供数の拡大に向けた活動を支援する、この関連予算を農水省の方で要求していただいているところでございます。

(4)の外食の食べ残しの話につきましては、先ほど来でございますように、食べ残しの持ち帰りに伴って生じる法的責任の在り方について、法的措置も視野に検討するということを明記してございます。

その持ち帰りの話でございますが、厚生労働省の方からございました、下から3つ目のポツにございます。食べ残しの持ち帰りに関する食品衛生に関するガイドライン。これは※印に書いてございますように、飲食店、ビュッフェ方式の食事提供形態に応じて、ガイドラインを検討、作成する、これは6年度から厚労省の方で検討するということを明記してございます。

また、食べ残しの持ち帰りに関する法的な取扱いについてもガイドラインを作成し、周知するということが、その次のポツの方で明記してございます。

さらに5ページ目の方に移っていただきます。先ほど来、自見大臣からも問題提起がございましたように、食品提供の供給をすると同時に、そのニーズの把握、これをマッチングするということが重要でございますので、(7)は、経産省さんの方でイニシアティブが取られております。サーキュラーエコノミーに関する産官学のパートナーシップ活用と、あるいは、一番下のポツにございますように、食品アクセスの確保に向けた、食に関する関係者が連携する体制を構築する、こういった取組は、農水省の方で取り組んでいるところでございます。

また(8)では、文科省さんを中心に、食育の観点も含めて、学校給食を実施する学校への栄養教諭の配置拡大ということも、1つ項目をつくっておるところでございます。

これに加えまして、従来、閣議決定しております基本指針に即した形で、資料3で大部になりますので、特に8ページのところで、今回、未利用食品の提供促進、各省さんは、いろいろな取組を行っていただいているところでございます。

先ほどのこども家庭庁さん、あるいは厚生労働省さんの援護局の方で御紹介いただきましたような、こども食堂、NPO法人などの支援といったものについても進捗状況の欄を見ていただきますと、事細かに記載しているところでございます。

いずれにしても、現時点の中間報告でございますので、基本的に、令和6年度当初予算を中心にまとめておりますけれども、今後の経済対策、追加的な補正予算、措置なども含めまして、年末までにこのパッケージを確定していくと、こういうことで資料をつくっております。

私の説明は以上でございます

そして、本日御欠席の全国消費者団体連絡会の浦郷委員の方から、メモが届いています。これは、資料6－1でございます。

構成としまして、1番として未利用食品の提供と消費者の行動変容の促進というところでございます。

この法律の関係が中心になっております。これは、後ほどの議題になりますけれども、意見として書いておりますのは、基本的には、事業者責任というものは、きちんと果たす体制を残すべきであると。そのパラの一番下のところでございますが、全て消費者への自己責任という形で解決するという方策はいかがなものかという話でございます。

結局、その次の「その上で」のところでございますが、最終受益者である消費者、社会的弱者に不利益が生じないように被害者への補償、救済をする仕組み、こちらの導入も並行して行うべきであるという話。

(2)としましては、賞味期限、これは、消費者庁、農水省も進めておりますけれども、あくまでも、おいしさの目安であるということ、消費期限と違うのであるといった消費者教育というものを強化していくべきであるという御意見。

(3)の方は、フードバンク団体の体制強化という話については、何らかの形の責任を緩和する仕組みについては、食品提供事業者のみならず、フードバンクの活動も同じように位置づけるべきであるということが記載されてございます。

あと、消費者の行動変容につきましては、宴会場における3010運動をさらに進めるべきとか、こういった消費者教育の推進を図っていくべきという内容が記載されていると認識してございます。

手短でございますけれども、事務局の方からの御紹介は、以上でございます。

○消費者庁次長　ありがとうございます。

ただいまの説明に関しまして、委員の皆様から、まず、御質問、御意見等がございましたら御発言をお願いしたいと思います。それで、まとめて各省庁の方から御回答をいただくような段取りで進めさせていただければと思います。

本議題につきましては、11時40分頃までに終えたいと思っておりますので、進行管理に御協力をいただけますと幸いです。

では、委員の皆様、御発言がございましたら挙手ボタンをお願いしたいと思います。

では、永松委員、お願いいたします。

○永松委員　日本フランチャイズチェーン協会副会長の永松でございます。今回の食ロスについての意見を述べさせていただきたいと思います。

まず1つ目に、食品寄贈における法的責任の在り方についてです。製造物責任法、いわゆるPL法では、食品寄贈による問題が発生した場合には、寄贈者側に賠償責任が問われる可能性がございます。

また、プライベートブランドの商品の寄贈については、小売業側が責任を持つという見解が一般的であり、食品ロスを着実に削減するためにも、法的整備の在り方についての検

討整備をしていただきたいと思います。

そして、食品事業を行う企業に対して、税制上の優遇をより拡大いただくことで、寄贈の促進につながると思われます。

2つ目に、フードバンクに関する体制についてでございますが、フードバンクや、こども食堂など、寄贈先団体が多く、どの団体に寄贈すべきかということ判断するのが非常に難しい状況でございます。寄贈者側が適切な団体を選べるよう、認定制度などの仕組みを全国で整備する必要があると考えております。

行政が寄贈先を紹介するなどの情報窓口になることで、寄贈者側が適切な団体を見つけやすくなり、寄贈運動活動がよりスムーズに進行すると考えております。フードバンク団体の体制強化の検討をお願いしたいと思います。

また、食品事故を起こさないことが前提ではございますが、万が一の備えとして、保険加入などの促進の仕組みを検討する必要もあると考えております。

3つ目でございますが、賞味期限の在り方についてですが、食品ロス削減をより削減していくためにも、受取り側の判断により、消費期限内であれば、消費期限が過ぎた商品でも寄附が可能になる仕組みを検討する必要があると考えております。

私の方は以上でございます。

○消費者庁次長 ありがとうございます。

続きまして、川村委員、お願いいたします。

○川村委員 ありがとうございます。

食品ロスの削減推進につきましては、様々な施策の取組によりまして、食品関連事業者及び消費者の発生抑制や削減意識が高まっております。また、フードバンク、こども食堂等への食品寄附も、民間ベースで様々な試みが見られるようになってきていると感じております。

今回御提示のありました食品ロス削減目標達成に向けた施策パッケージにつきましては、これまでの成果を踏まえた施策の継続拡充に加え、未着手であった課題への取組についても、一定の方向性が示されていると理解しております。

食品製造事業者としても、フードチェーン全体での連携を図り、食品ロス削減にこれまで以上に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

そうした前提の上で、3点ばかり施策の運用につきまして、お願いを申し上げて発言とさせていただきます。

まず1点目は、商慣習など、事業者の課題解決という観点でございます。

事業者としては、まずは、食品ロスの発生を抑制することが第一だろうと考えております。引き続き商慣習の見直しや、賞味期限延長への技術開発、これが我々事業者としての大変重要な課題であると認識しているところであります。

また、食品表示などと連携をさせて、消費者の皆さんの意識の改革を含めて解決を図っていくことも必要だと考えております。

事業者サイドの努力に加え、引き続き行政を含めて、こうした商慣習の見直しということに対する働きかけや御指導を継続してお願い申し上げたいと思っております。

2つ目は、今回のテーマにもなっております、寄附活動における信頼性の確保という点でございます。

フードバンクなどへの寄附の法的責任の緩和の範囲や、その対象となる仕組みが満たすべき要件について、健康被害の未然防止を大前提とすべきことは当然でありますけれども、やはりそうした寄附活動における信頼感の醸成が肝要ではないかと考えます。

事業者が安心して寄附できるような実効性の高い仕組みの構築をお願い申し上げたいと思います。

また、一方で、法的な免責の有無にかかわらず、存在しております事業者の側から見れば、やはりレピュテーションリスクを低減することが一番重要なのではないかと思います。提供者、受給者双方が、これについては、本質的にレピュテーションリスクの削減ということを、やはりお願い申し上げなくてはいいないだろうと思います。

そういった意味で関係する事業者が、一定の規律の中で、信頼性、透明性、継続性を高めるための基準や枠組みを整備していただくことが重要ではないかと思っております。

3点目は、地域に即した環境整備を、ぜひとも進めていただきたいということでもあります。フードバンク等への寄附が促進するためには、大手企業のみでなく、地方で活動する中堅企業の事業者の皆さんも積極的に参画することが重要だと思います。

地域におけるそれぞれの状況や、特色に即した環境整備をお願い申し上げたいと思います。

以上でございます。

○消費者庁次長 ありがとうございます。

続きまして、高岡委員、お願いいたします。

○高岡委員 どうもありがとうございます。日本フードサービス協会の高岡でございます。

まず、外食産業の現在の廃棄物削減の取組でございますけれども、基本的に外食産業は、食品はある意味、お金でございますので、ロスを出したくないという気持ちは、どの会社も当たり前だろうと思っております。

その中でもどうしてもロスが出てしまうということで、例えば、客数の予測精度を向上させたりですとか、内部管理の徹底、あとは仕入れするときの小ロット化、最近では、ランチで御飯を少なめにするとか、そのようなことに柔軟に対応するなどをしまして、なるべくつくり置きからツーオーダーができるような形にして、少しでもロスが出ないような仕組みに取り組んでまいりました。

ただ、現状におきましては、ツーオーダーで出すときもありますけれども、ホテル様のように、ビュッフェ方式の料理提供というのがございまして、その辺は、お客様側とホテル側の意向がなかなかうまくいきませんで、お客様側としましては、少しでも豪華にしたいというので多めに出してほしいというのがありますけれども、現実問題といたしますと、

結局、立食パーティーなどは、会話などに集中されてしまって、お食事をほとんど召し上がらないという方もいらっしゃると思いますので、今後、どう取り組んでいくかというのは、大きな課題だと思っております。

また、フードバンク団体に対する食品提供の在り方、もちろんフードバンク等に提供することは、非常に大事なことでございますし、大事な社会活動だと思っておりますが、これは、私の個人的な意見ですが、このフードバンクなどに食品を提供する問題と食品ロス削減というのは、別の話と感じております。やはり、フードバンクとか、こども食堂に提供するお食事に関しましては、食事に喜びを感じていただけるような、食事はおいしいね、みんなで一緒に食べると楽しいね、そういうことを感じていただけるような施策を、ぜひ政府にはしていただきたいと思っております、それに対して寄附行為をする場合には、いろいろな形でするといった形で、食品ロスとは別の観点で、ぜひこのフードバンクと、そういったものに提供できるような仕組みをつくっていただけるといいなと思います。

もちろん、フードバンクに提供することは、全く問題ございませんし、素晴らしいことだと思うのですが、少し食品ロスとは違うのではないかなと思っております。

あと、食べ残しと持ち帰りのことでございますけれども、先ほど御発表にございました、法的責任の在り方といったことは、非常に問題でございまして、我々外食業界としまして、どこまで法的責任を持つかというのは、非常に悩ましいところでございます。

特にお客様から食べ残しを持ち帰りたいという御要望があった場合は、それを少しでもお聞きしたいという声がありますけれども、やはり季節でございまして、食品の内容、そういったものでは、責任を持てないものもたくさんございます。お客様には注意喚起をして、「すぐ召し上がってください」ということを言いますけれども、実際、お店側としても、どういう状態で持ち帰られるか全く分からないものですから、何分ぐらい大丈夫なのか、何時間なら大丈夫なのかということを明確に示すことはできない状況であります。すぐにお召し上がりくださいという形しか言えません。

そんな中で、我々が食べ残しをお持ち帰りたいという方が、安心して我々も提供できますようなガイドラインを現場向きにつくっていただけますと、うれしいなと思っております。

また、法的な責任という問題がございまして、これは、法律という形で、持ち帰られた食品に対する責任を取らされてしまいますと、非常に難しい点もございまして、ぜひその辺は適切なガイドラインをつくっていただけますと、幸いだと思います。

以上でございます。

○消費者庁次長　ありがとうございました。

続きまして、崎田委員、お願いします。

○崎田委員　ありがとうございます。崎田です。よろしくお願いいたします。

意見も、事前に出させていただきましたが、簡単に直接お話しさせていただきたいと思っております。

食品ロス削減の目標達成に向けた施策パッケージに関してなのですが、やはり一層の取組が重要ということは、本当にそう思っております。

地域における自治体の、食品関連事業者や消費者、そしてフードバンクなどの中間利用団体につなぐという役割は、一層重要になると考えています。

私が会長を務めている協議会は、全国の自治体をつなぐネットワークなのですが、現在、47都道府県全てと400近い市区町村が食品ロス削減の施策や情報共有ということで参加していただいております。努力義務とされる食品ロス削減推進計画の進捗を呼びかけ、そして、中心的な施策を情報共有して積極的に発信する、このようなことに努めておりますけれども、それだけではなく、10月30日には、食品ロス削減全国大会を開催しておりますが、今年は第7回になります。金沢で予定しておりますが、政府各省には御協力いただきますが、こういう取組や自治体同士の研修、そして、家庭や個人向けのキャンペーン、外食向けのキャンペーン、このようなものに取り組んで、地域の課題解決に向けた食品ロス削減の喚起に努めていきたいと思っております。

なお、施策パッケージの中に、国が主催するイベントでの食品ロス削減は、社会とのレガシーとして大変重要ということが記載されておりました。私も大変重要だと思っております。

なお、2045年の大阪・関西万博、これが例に出ておりましたが、それだけではなく、2027年には、横浜園芸博覧会も決まっております。それだけではなく、スポーツ関係の様々な国際大会の誘致なども進んでおりますので、国際的な活動での選手、スタッフ、観客のお弁当とか食事とか、そういうところの適切な提供というのも社会へのレガシーとして大変重要だと考えておりますので、こういうことにも連携して呼びかけていただければありがたいと思っております。

なお、食品の食べ残しや持ち帰りを促進する法的措置の検討に関してもいろいろありますが、これに関して2点ほど申し上げたいのですが、1点目は、案の中にフードバンク活動における法的責任を減免する制度の検討に当たり、企業と中間事業団体双方を対象にしないと寄附促進につながらないのではないかという意見がありました。私も賛同したいと思っております。

例えば、食品リサイクル法の中では、食品廃棄物の再資源化、利用などの関係団体が、実際にリサイクル・ループを形成した場合に、廃掃法の減免を受けられるという制度もありますが、このように企業とフードバンクなどの関連団体の連携協定を結んだところに法的な減免措置が受けられるような、そういうことも検討いただければいいのではないかと思います。

ただし、寄附を受けた食品など、最終の利用者に提供する団体の皆さんは、やはり食品を扱う団体としては、配慮事項を守るような、そういう宣誓書を提出するとか、何か必要なのではないかと思っておりますので、そういうところも検討していただければありがたいと思います。

最後なのですが、食べ残しの持ち帰りが進んでいないということに関して、いろいろ調べますと、やはり自己責任での持ち帰りを明確にする仕組みが必要という御意見を伺いました。

例えば、福井県の場合、食べきり協力店舗で、食べ残しの持ち帰りに関する自己責任カードとポスターを県がお店に配るという制度を取っているところもあります。そういうところでは、お店でカードを各テーブルに配り、お客様がきちんとそれを見せて、お店の方とお話しするという、そういう自己責任で持ち帰ることを、お客様もお店も確認する形になっています。このような明確な形で持ち帰る、あるいはレシートに印字するとか、何かこういうことに関して、明確なガイドラインをつくっていくという方向性に関しては、ぜひ御検討いただければありがたいなと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○消費者庁次長 ありがとうございます。

続きまして、長島委員、お願いいたします。

○長島委員 ありがとうございます。栄養教諭の立場から一言発表させていただきます。

こどもたちは次世代の担い手であり、こどもたちへの啓発は、将来の我が国を支える点におきましても、非常に重要なことと捉えております。こどもたちは次世代の親世代でもありますので、次世代の親教育にもつながってまいります。

私どもは、日頃から学校給食を通して、食品ロス削減について、意識の向上を図り、実践力の育成につなぐよう、食育に取り組んで参っております。

また、食品ロス削減月間あるいは削減の日においても、学校における食育に計画的に組み込んで、給食の時間や学級活動の場面で具体的な食育に取り組んでいるところでございます。児童生徒はもとより、家庭向けでの情報発信、これも併せて行っております。

このような状況下ですが、栄養教諭の配置数には、まだ都道府県における格差が非常に大きく、全てのこどもたちに等しく食の指導を行うことが困難な状況にあります。

ぜひ、5ページの（８）の項目に定めていただいております、栄養教諭の配置拡大について掲げていただいたことを大変ありがたく、御礼を申し上げるところでございますが、今後、栄養教諭の配置拡大について、具体的に取組を進めていただきますよう、さらなる御理解と御支援をお願い申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

○消費者庁次長 ありがとうございます。

続きまして、小林委員、お願いいたします。

○小林委員 よろしく申し上げます。

この問題について、国際比較を進めている研究者という立場で、少しお話をさせていただければと思いますが、責任問題について、かなり突っ込んだ議論がされているという印象があるのですが、少しテクニカルな方向に走り過ぎているなという感じがしましたので、少し高いところからで申し訳ないのですけれども、本質的なお話をしたいと思います。海外と比べて、ドギーバッグもフードバンクも共通して言えることとしては、日本の状況は

明らかに海外とは違うということは申し上げておかないといけないと思っています。

分かりやすく言うと、海外はリスクを取ってでもやろうという意識が非常に強いという認識であります。海外は10か国以上調べておりますけれども、基本的には、免責については、現状追認型ではないかなと理解しています。つまり、寄附もう既になされているという状態で、それをいろいろな思惑あると思うのですけれども、それを追認するような形で免責法ができているという認識がある中で、日本の場合、今回の案を見させていただくと、あたかも免責すれば、寄附が増えるのではないかみたいに読めるところもあるので、個人的には、これをあまりやり過ぎると、無意味だとか、やめた方がいいとまでは言わないのですが、やり方を失敗すると、モラルハザードが起きるのではないかという懸念が物すごくあります。

したがって、日本はどうやって進めたらいいのかといったときに、個人的には少し時期尚早かなと思うところもあるのですが、あえてこのタイミングでやることを前提に考えたときには、日本はどうかというと、やはりリスクをできるだけ回避しようというバイアスが物すごく強い前提で進めるべきだと思うのです。

そのときに、言わばサプライチェーンの中で責任を押しつけ合うようなことを、とにかく避けるというのがファーストステップではないかと思っています。

海外もそうなのですが、免責とは言うけれども、責任がなくなるということは海外でもないです。先ほどどこかでお話しされていましてように、企業から見て免責というのは、これはドナーからそのまま自動的に消費者に責任が移るという認識がまず必要だと思います。

その上で、日本の場合は、現状を見渡すと、責任を取らないようにできる方法の1つに、責任の所在を曖昧なまま放置されているという印象があります。そこで、立場によっては、免責するように見えるかもしれないのですが、責任を限定してそれをどのように適切にシェアしていくのか、という発想で、この法律をぜひ組み立てていただきたい。つまり、食品ロスを削減しなければならないところから、この限定された責任を果たした事業者なりが、寄附やドギーバッグの権利を行使するのだというような、非常に前向きな法律になっていくのではないかと。

つまり、寄附したいとか、食べ残しを持ち帰りたい、あるいは持ち帰らせたい、寄附を受けたい、この問題のニーズというのは、物すごいあるわけですね。これが責任の所在があいまいなことによって身動きが取れないのが現状。これを改善する、つまり責任があいまいなまま食品ロスを削減しなければならないではなくて、食品ロスを削減したいのだという気持ちを後押しするようところが、ドギーバッグ、フードバンクについては、特に必要だということです。事前に意見をさせてもらったのですけれども、寄附や持ち帰りの権利保護とは、そういう意味合いで申し上げました。少し分かりにくくて申し訳なかったのですけれども、そういう意味で、この権利をどう保護するのかといったときに、その責任は、過剰なレピュテーションリスクを心配することなく、どこからどこまでの範囲にな

るのか、責任を限定するのだということをしっかりと設定していただきたい。

具体的に言うと、食べ残しの場合は、持ち帰りになる方の衛生管理を前提とした自己責任という話になってくるのではないかと思います。

削減しなければならない、ではない削減したいを後押しする施策ということでは、レピュテーションリスクを負えないという事業者も出てくると思うので、ここは事前のリデュースを前提にある種の選択性というか、寄附しなければならないとか、持ち帰らなければならないではなくて、場合によって寄附はしない、今回はやめておこうかなという選択ができるような形の施策パッケージにさせていただけると、非常に能動的に日本の食文化なりが変わっていく、画期的なものになるのではないかと思います。以上を御提言させていただきたいと思います。

以上です。

○消費者庁次長 ありがとうございます。

続きまして、米山委員、お願いいたします。

○米山委員 フードバンク山梨の米山です。よろしくお願いいたします。

厳しい社会情勢を受けまして、今後さらなるフードバンクへの期待が高まる中で、食品の提供に伴って生じる法的責任の在り方を具体化するという方向性につきましては、最大限の評価をしております。

その上で、3点について意見を申し上げます。

1点目です。免責制度など、新たな仕組みを具体化する中で、フードバンクや食品関連事業者の皆様からの理解と支持を得られる仕組みであることが重要であると考えております。

免責等の新たな仕組みをつくるのであれば、フードバンク団体の事務負担が極力少なくなる仕組みになるよう御検討ください。現状でもフードバンク団体のマンパワー不足が課題となっている状況で、新たな仕組みの中で、フードバンク団体に求められる事務負担が大き過ぎる場合、せっかくつくったにもかかわらず、仕組み自体が活用されない可能性もあります。

同様に、食品関連事業者の皆様に対しても、多くの負担や条件が求められると、その煩雑さや社内合意を得る困難さから、かえってフードバンクへの食品寄贈が減少する可能性も懸念されます。

また、認証の仕組みづくりについても、ぜひ御検討をお願いいたします。一定の食品衛生管理の水準を満たすフードバンク団体の認証を出し、その団体に免責制度を適用することで、事業者からも安心して寄贈することができる、フードバンク団体が明確になる、結果として、食品寄贈の増加につながると考えております。

2点目は、資料2の施策パッケージ案の2ページ目、フードバンク団体の体制強化のための支援についてです。

食品取扱量、提供数の拡大に向けた活動を支援すると記載がございますが、この点につ

きましては、より一層のフードバンク団体の体制強化に向けた支援をぜひお願いいたします。

具体的には、行政が保有する遊休施設の貸与や、人件費への補助などが必要です。フードバンクを介した食品ロス削減量をより一層増やしていくためには、表彰や事例共有、認知度向上だけでは不十分であり、フードバンク団体の体制強化が必要不可欠です。

最後に、資料3の施策の進捗状況についてですが、関係省庁からフードバンクに対して様々な御支援を積極的に実施していただきましたことに、感謝申し上げます。

その上で、8ページ目の30（6）に記載があるとおりの、補助事業等が各省庁に分散しています。結果として、様々な公的支援のメニューがあるものの、フードバンク関係者が把握することが非常に困難で、有効に活用することができていません。

提案としましては、政府として国内フードバンク活動を介した、食品ロス削減量の目標値を示す、基金の造成を行った上で、各省庁に分散した支援メニューを集約し、その削減目標の達成に向けて、フードバンク団体のニーズに沿った補助事業を実施するなど、より積極的なフードバンク活動への支援につきまして御検討をお願いいたします。

意見は以上となりますが、御存じのとおりですが、昨今の物価高騰におけるこどものいる世帯を中心とした生活困窮者の急増は、全国のフードバンクへの支援の急増、それに対応するための食品や運営費の確保など、フードバンク団体の苦戦がございます。喫緊の課題でもございます、生活困窮者支援を解決するためには、このたびの施策の推進に大きな期待を寄せております。

私からは以上です。ありがとうございました。

○消費者庁次長　ありがとうございました。

続きまして、望月委員、お願いいたします。

○望月委員　NPO法人POPOLLOの望月と申します。

私の方からは、このパッケージの方で、可能かどうかは分かりませんが、ぜひ試していただきたいものがありますので、提言させていただければと思います。

未利用食品の提供とフードバンクの体制強化というところで関わってくるかと思うのですが、やはり食品事業者さんとしては、なるべくリスクを抑えたいというのがありますので、なるべくフードバンクの方に食品管理の事務をやってほしいという思いがあるかと思います。

かといって、今、米山委員からありましたとおり、フードバンクの事務負担、ただでさえフードバンクは、基盤が弱いと言われておりますので、また、負担を増やしてしまうことになってしまうと、それはそれでよくないことがありますので、例えば、モデル事業の方をやっていただいて、お互いにどこまで歩み寄れるのかということと、フードバンクに、少し試しにこの事業をやってみて、どこまでだったらできそうかなというのを、ぜひモデル事業などで取り入れていただきたいというのが1つございます。

もう一つなのですが、これはフードバンクの体制強化に関わるのところなのですが、

実際、フードバンクの事務負担ということになりますと、在庫管理とかトレーサビリティといった面かと思います。

そういったところを軽減するために、例えばツールを開発して、フードバンクに導入するとか、どこまでできるかは分かりませんが、限られた予算の中ではあるかと思いますが、どうか検討して、実施に向けて、できるようであればお願いしたいと思います。

私からは以上です。

○消費者庁次長 ありがとうございます。

一通り御発言をいただいたかと思いますが、時間の関係上、恐縮でございますけれども、各省からの何らかのコメントは最後に回ささせていただきます。今、法的な観点での御意見も含まれたコメントをいただいておりますので、まず、議題（４）といたしまして、事務局から論点についての説明をさせていただいた上で、さらにコメントがありましたらコメントをいただいて、必要な回答があれば、回答をさせていただくような進め方で進めさせていただければと思います。

では、事務局、お願いします。

○消費者庁審議官 改めて事務局でございます。

資料の４と５を御覧いただければと思います。資料５がメインでございます。資料４を分かりやすく１枚にまとめたのが資料４ということでございます。

先ほどテクニカルな話になりがちだという御指摘もありましたけれども、まず、法的責任の在り方を検討するということで政府の方に御意見をいただいておりますので、若干テクニカルな話になりますが、論点として整理しておりますのが、資料５ということになります。

構成としまして「はじめに」とか、背景・趣旨の方は割愛させていただきます。４ページ目の方を見ていただきます。整理としまして、食品寄附に係る法的関係と、食べ残しの持ち帰りに関する法的整理が若干異なるということで、別に整理をさせていただきます。

４ページ目の２ポツの食品寄附に係る現行法上の整理ということでございます。今回の食品寄附、これは、いわゆる無償の譲渡契約が締結されているということでございます。

これは、寄附者フードバンクの中間事業者との間でもそうですし、フードバンク以外の中間事業者、フードパントリーとこども食堂さんの、実際に最終受益者等との関係は無償の譲渡契約、あるいはこども食堂の場合は、飲食物の製作供給契約という契約が締結されると整理してございます。

また「その上で」と書いておりますが、仮に寄附をした場合に、最終受益者に食品危害、また、食中毒、アレルギー反応等の異物混入等が起きた場合には、最終受益者に損害が発生するといった場合の民事上の法的関係については、別紙１で整理してございますが、食品関連事業者あるいはフードバンクと中間事業者と最終受益者に対して、いわゆる消費者に対して、民法上の債務不履行責任、不法行為責任、製造責任に基づく製造物責任が問わ

れる可能性があるということ。

また、別紙2で整理してございますが、民法上の責任とは別に、こういった危害が発生した場合には、それぞれ食品衛生法、あるいは食品表示法といった行政法規に基づいて、事業活動の活動側の方の責任が問われる可能性があるということでございます。これが寄附の関係でございます。

そして、食べ残しの持ち帰りに関する法的整理、3ポツは試案と考えております。

そもそも持ち帰りというものについて、契約関係を整理するところから事務局として試みておるところでございますが、まず、前提として、飲食店あるいはホテル等の食事提供事業者の方たちが、店内などで特定の場所において提供した食事のうち、消費者、顧客の方が、その場所で食べ残した食品をその場所から持ち帰るケースということについて、整理を試みたということでございますが、どういうケースであっても、お持ち帰りに関しては、中段にございますけれども、食べ残しの持ち帰りについては、事業者側と消費者との間で、改めて持ち帰るよと言ったときに、事業者もオーケーという形で、何らかの合意が成立したということで整理しないと、法的に整理がしようがないという話になっております。

その上で、提供された食品の安全性について、地域、情報の格差が存在するということもありますので、この食べ残しについての持ち帰りの合意をした事業者側には、やはり、いわゆる信義則の問題、信義則上の安全配慮義務が発生し得るという御意見も、法曹関係者の方から指摘をいただいているところでございます。

いずれにしても法的リスクが、持ち帰ることによって了承してしまう事業者側にも発生し得るということが、現行の法律の整理でございます。

その上で4ポツ以降は、今回、現時点で、さらに関係者のヒアリングの方は深めていく必要がありますが、関係者の皆様の、今、委員の御意見から重なるところがございまして、それぞれのお立場からの意見をまとめてございます。

4ポツのところの上から、企業、食品提供者の方たちでございます。5ページ目の上のところからありますが、提供するフードバンクに関する情報が不足していると。ですので、安心して寄附できないと。

あるいは、2つ目のポツにございますように、寄附を行った場合に、開封された食品などについても、結局メーカー側の責任が追及されるとなると、寄附を躊躇せざるを得ないということ。

3ポツ目にございますが、食品の流通経路が確認できないと、先ほど小林先生の方からありましたように、法的責任を減免するという制度とするときに、責任の所在みたいなものが検証できないではないかということ。

最後に、自分自身の負うべき法的リスクというのは、企業の場合ですと保険でもカバーできるということなのですが、それを上回る、本来の責を負わないものまで企業、メーカー側の方に、社会的責任を負わされるようなレピュテーションリスク、こういうことがど

うにかならないか。あるいは寄附した場合に横流し、コスト増大、そして適正な表示などへの懸念というのは、提供側の御意見ということでございました。

そして、中段のフードバンク中間事業者の方たちでは、フードバンクに関する法的責任が、フードバンクの方に集中する制度、これは韓国で一部そういうような制度を導入しておりますが、そういう制度は望ましくないという話。

あとは、フードバンクの信頼性向上が寄附企業にとっても安心につながりますので、結果的に寄附増大につながるということで、フードバンクをきちんと法的に位置づけることが必要だというような御意見などがございました。

そして、食べ残しの関係で、食事の提供事業者の方たちの御意見としまして、1つ目のポツであります。提供までは、店側の責任としてやるのですけれども、提供の後に顧客の都合で持ち帰るということであれば、顧客の責任ではないかということを御主張されております。

いずれにしても、行政庁の方がある程度のお墨つきを与えるような取組がないと、なかなか怖くて、この活動は進められないという御意見がございました。

5 ページ目の方は、厚労省も同じ見解だと思いますが、食品衛生関係者になりますと、やはり持ち帰りを前提とする、つくり置きの弁当とか、その場で提供を前提とする食事で、一回箸をつけたりとか、そういう場合ですと、安全性の保証がやはり異なってしまうというのは事実であるという話。

5 ページ目の下のところがございます。法曹・学識経験者の意見としましては、食品寄附の責任を検討するに当たっては、責任を転換というよりは、仮に健康被害が消費者に発生したときに、自分自身が補償するというか、そういった補償のネゴシエーションみたいなものを、保険会社がやってくると、保険会社あるいはフードバンクの方たちも活動が阻害されないで安心という御意見がございました。

以下、いろいろ時間の関係で割愛させていただきますけれども、7 ページ目以降で、法的措置の論点として、寄附と食べ残しに関して、それぞれ整理してございます。

7 ページ目の2 ポツの方に書いてございますけれども、1 つ目のパラの最後のところでございます。

今回、仮に民事上の法的責任を緩和する場合には、財産被害ではなくて、健康被害に想定される食品事故についての法的責任の緩和、これは、やはり慎重に検討する必要があるのではないかと。

また一方で、アメリカのような一律に免責をすることが、ある意味、寄附促進という意味では有効なのかもしれませんが、逆に法的責任を緩和することによって、事業者相互の食品の安全面等の管理に関して、モラルハザードが引き起こされることも考えられるということもあります。

ということで、重要なのは、関係する事業者同士の信頼関係とか、最終受給者からの信頼性を高めるという取組が必要なのではないかという問題提起をしております。

8 ページ目の方で、そういう意味では諸外国の比較もしてまいりましたが、やはりアメリカと日本の寄附文化の定着度合いとか、中間事業者の規模の相違等を踏まえて、我が国独自の制度設計が必要なのではないかということでございます。

3 ポツ目の最終受給者の保護のところについても整理してございまして、仮に法的責任に係る規定を、何らかの仕組みをつくるにして、結果的に食品寄附が促進されますと、こども食堂活動を行っておる現場に、最終受給者の全体の利益増進につながるということではあります。緩和をすることによって、健康被害が発生することに関しては、できる限り未然に防止する仕組みが必要なのではないか、そういう意味では、仮に何らかの仕組みをつくる場合でも、未然防止の仕組みが導入された方たちのサプライチェーンに限定した仕組みが現実的ではないかという問題提起をしております。そういう未然防止の仕組みの例示としては、何らかの形の被害が発生した場合に、そのチェーン全体で、全体というか、それぞれが損害を救済できるような体制をつくっていくことが制度設計においては必要なのではないかということでございます。

4 ポツ目のところは、補足的でございますけれども、仮に緩和をする対象であったとしても、やはり寄附する流通経路というもののトレース、記録は残しておくということが必要なのではないかということでございます。

ただ一方で、先ほど来でございますように、フードバンクやこども食堂の皆さん、ボランティア活動を行われている方の事業者の負担増大、これについては十分考慮する必要があるのではないかとということでございます。

そして、9 ページ目の方は食べ残しの方でございます。

1 ポツは割愛させていただきまして、2 ポツの現状の法的整理、この部分につきましては、食事の提供事業者に法的責任が発生しないと考え、そもそも免責すべき責任がないのではないかとというような考え方も整理できないこともないということでございます。

いずれにしても法的な蓄積とか、そういうものがまだ確立されたところはございませんので、ケース・バイ・ケースのいろいろな法的な整理は、引き続き検討したいと思っておりますが、問題提起をさせていただきたいのは3 ポツの方で、委員の御議論にもございましたように、法的な取扱いあるいは食品衛生に係るガイドラインの整備というものは、いずれにしても必要なのではないかということでございます。

法的な取扱い、これは消費者の自己責任で解決することなく、やはり事業者の皆様は、お持ち帰りを許諾するというとき時点で、信義則違反に問われるようなこともあり得ることでございますので、どこまで何をやれば、法的リスクが軽減されるのかという法的なガイドライン。そして、衛生面でのガイドラインというものについても、業務形態に応じた衛生当局が示すようなガイドラインというものがありますと、いずれにしても、この取組についての事業者側の活動の、ある意味指針になるのではないかと。

そして、持ち帰りの論点については、4 ポツのカスタマーハラスメントではないのですが、事業者、消費者の取組の方も、非常に啓発していく必要があるのではないかと

というような問題提起をさせていただいております。

いずれにしても、総括しますと、資料4の方のⅢの方が寄附の論点、そして、右側の方が食べ残しの論点ということで、それぞれ概要を総括しているところでございます。事務局の論点整理としての案として、お示ししたということでございます。

事務局からは以上でございます。

○消費者庁次長 ありがとうございます。

ただいまの説明に関しまして、委員の皆様から御意見等、御質問を含めてございましたら、お願いできればと思います。挙手ボタンでお知らせいただければと思います。

特によろしいでしょうか。

ありがとうございます。追加の御発言はないものと受け止めさせていただきます。

ここで各省庁に、今日御出席いただいておりますけれども、多岐にわたる御指摘をいただいておりますので、全て回答というわけにはいかないと思いますが、この時点で何らかの御発言があるようでしたら、お知らせいただければありがたいです。

お願いします。

○農林水産省総括審議官（新事業・食品産業） 農林水産省でございます。

冒頭に永松委員からお話ございました、税制上の優遇についてでございます。

資料2の2ページ、(3)の2つ目のポツにございましたとおり、今回税制上の取扱いですとか、優良事例の周知発信というものを行っていくこととしております。私どもも関係する事業者の皆様方に御意見を伺いましたところ、知っていて使っている、あるいは知っていても使っていない、様々なケースがございました。優良事例なども示しながら、周知を図っていきたいと思っております。

また、川村委員から商慣行のお話ございました。冒頭の舞立政務官からの発言にもございましたが、これも同じ資料の4ページの2の「(2) 1/3ルールを始めとする商慣習の見直しの促進」ということで、商慣習の見直しに向けた取組を進めるとございますが、今般、行政、それから事業者の皆様方を一緒にということで、情報連絡会を立ち上げて、一緒に取組を進めることを考えてございます。

こういった取組について、協力して、引き続き進めていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○消費者庁次長 ありがとうございます。

ほかの省庁の方々、お願いします。

○農林水産省消費・安全局長 続けて、農林水産省でございます。

永松委員、川村委員から、フードバンク、こども食堂に、食品事業者から食品を提供することに関して、いろいろと制度のこと以外を含めてお話ございました。

まさに、出し手にとってみると、どこに出してよいか分からない、そして、受け手にとってみると、多様な食品を必要とするのだけれども、なかなかその確保が難しいといっ

たことがあると思いますので、重要なことは、今のようなミスマッチをどう解消するかということかと思っております。

現場を見ておりますと、そのようなミスマッチを解消するために、マッチングをやっているところとか、その地域の流通をつなぐような体制をつくっているところが非常に進んでいるところでもありますので、5 ページのところでお説明させていただきましたけれども、地域でそういった連携体制をつくるということをやっていきたいと思っております。

そうした中で、川村委員からありましたとおり、各地域の食品事業者なども含めて体制をつくっていくことが重要かと思っております。

また、米山委員から、農林水産省においても新規での予算要求もしておりますが、フードバンク等の団体に対する活動支援に関してお話がございました。

いずれにしろ、自発的な活動としてやっていただいている中で、阻害にならないようにしながら、そういう活動を更に拡大していくためには何が必要か、よく見て、現場の話も聞きながら、どういう支援をすれば本当に有効なのか、よく考えてやっていきたいと思っております。

加えて、今日もいろいろとお話がありましたけれども、様々な支援がございますので、そういった様々な支援をいかに有効に活用してもらうかということもあろうかと思っておりますので、各省庁の施策をパッケージ化して、先ほどの地域において、様々な支援策をうまく活用してもらうこともよく検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○消費者庁次長　ありがとうございます。

他の省庁さん、よろしいでしょうか。

では、そろそろ時間が近づいてきております。委員の方々、さらにコメントとか、よろしいでしょうか。

それでは、ありがとうございます。本日、御議論いただきました施策パッケージの中間報告の案と、法的措置の検討上の論点の案につきましては、ただいまの議論を踏まえまして、御指摘いただいた部分については事務局で修正の後、委員の皆様へ修正案を送らせていただきまして、御了解をいただいた後に公表をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（異議なしの意思表示あり）

○消費者庁次長　ありがとうございます。

それでは、今後そのように対応させていただきたいと考えます。

今後、年末の施策パッケージの策定に向けまして、本日いただいた御意見も踏まえて、政府内で検討してまいりたいと思っておりますので、皆様におかれましては、引き続き御協力をよろしくお願いしたいと思います。

これで本日の会議を終了させていただきます。本日は、お忙しい中お集まりいただきまして、大変ありがとうございました。